

ともに歩む

令和8年1月発行
発行：内桶克之
連絡先：〒309-1706
笠間市鴻巣 593
Tel : 0296-77-2524
Mob: 090-1811-0098
Fax : 0296-77-2524

皆さん、こんにちは、内桶克之です。

季節は大寒を過ぎ、1年で一番寒い季節を迎えています。寒さに負けず、身体を動かして、風邪などに注意して生活をしましょう。

さて、笠間市議会第4回定例会が昨年11月27日から12月12日まで開会し、報告2件、議案17件の審査が行われました。主な内容は、笠間市犯罪被害者等支援条例、笠間市職員の旅費に関する条例、笠間市火災予防条例など3条例の一部改正を全会一致で可決しました。また、令和8年からの北山公園や笠間市ゆかいふれあいセンターなどの指定管理者の指定7件も全会一致で可決しました。一般会計補正予算 175,816 千円の増額補正、さらに最終日に提出された補正予算（物価高騰対応重点支援地方創成臨時交付金関連）524,437 千円を賛成多数で可決しました。

また、最終日に現在の議員定数22人を2人削減し、定数を20人とする笠間市議会議員定数条例の一部を改正する条例が、議員提出議案として提出され、採決の結果、賛成13人、反対8人で可決されました。次回の笠間市議会議員一般選挙から施行されます。



■令和7年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(国補正)活用事業

事業名	事業費 (千円)	対象 年齢	子育て世帯
プレミアム商品券事業	162,836	市民全体	プレミアム商品券 プレミアム率30% 一般販売3万部
乳幼児等子育て応援事業	14,267	子育て世帯 0~2歳児 3~5歳未満児	「子育て応援手当」上乗せ 1万円/対象児童
保育所等給食費無償化事業	26,735	子育て世帯 3~5歳	給食費等 実費徴収相当額 2万円/対象児童
障がい児子育て応援支給事業	4,590	児童・生徒応援 0~18歳	障がい児「子育て応援手当」上乗せ 1万円/対象児童・生徒
学校給食費無償化事業	61,266	児童・生徒応援 7~15歳	給食費相当額(R8.1~3月) 1万5千円/人
生活応援笠間わかもの給付事業	105,648	若者 19~34歳	若者労働者世代 1万円/人
後期高齢者プレミアム商品券支給事業	149,095	高齢者 75歳以上	プレミアム商品券支給 1万3千円分/人
合 計	524,437		

これまでの活動（10月～1月）



10月 笠間フェア 岩崎シェフと
ホテルメトロポリタンエドモンド



10月 笠間の菊まつり
ドッジボール大会



10月 水戸農業高校 130 周年
記念式典



11月 ポリオ根絶活動 つくば市



11月 茨城市町村有志の会勉強会
鹿嶋市



12月 いつものゴミ拾い&
ウォーキング



12月 笠間義士会
赤穂義士パレード



1月 激辛ヒーハー祭り
終了後の清掃・片付け作業



朝の辻立ち・あいさつ運動

内桶克之 プロフィール



生年月日 昭和35年（1960年）10月1日生まれ（65歳）

学 歴 水戸農業高校 農業土木科卒業 全国農業高校協会から
優秀表彰
日本大学農獣医学部卒業 数学・理科教職員免許取得
法政大学大学院修了（政策学修士）群優秀論文賞を受賞
※大学時代は朝3時に起床し、新聞・雑誌を駅売店に運ぶ仕事（奨学生）を4年間続けた。

現 在 議会運営委員会委員、総務企画委員会委員、広報委員会委員、友部ロータリークラブ副会長、
ともべ幼稚園理事、BMW 日本ゴルフツアー選手権森ビルカップ大会役員、NPO 法人グラウ
ンドワーク笠間顧問、笠間市ドッジボール協会理事長、ボーイスカウト笠間第2 団育成会会長

趣 味 ウォーキング&ごみ拾い、スポーツ観戦、笠間焼を使おう贈ろう運動

信 条 積小為大



内桶克之
オフィシャルHP



内桶克之
YouTube

1 部活動の地域移行

11月16日の茨城新聞トップ面に「自治体職員、広がる副業」の見出しがあり、地方公務員による副業が茨城県内で広がりつつあるとの記事掲載があった。地方公務員法では、職員の副業を原則として不許可とする一方、任命権者の許可を受ければ「営利企業で定める地位を兼ね、自ら営み、報酬を得て従事」することを認めている。こうした中、総務省は令和7年6月に、営利企業への従事等に係る任命権者の許可等に関する留意事項を全国の自治体に通知した。その背景には人口減少による地域の人手不足、公務員人気の低下、そして公務員のモチベーション・スキル向上などがある。笠間市が通知に先立ち、在職1年以上の職員を対象に副業の許可基準を設けたことも掲載されていた。笠間市職員の副業の許可基準や活用状況、今後の活用について質問した。

問 市では2019年10月から一部副業を認めてきたが、その活用状況はどのような状況なのか。

答 市長公室長 現在、副業を行っている職員は8名。令和元年度から1名、令和4年度から1名、令和6年度から4名、令和7年度から2名が副業を申請し、継続して部活動やスポーツクラブの指導員などの活動をしている。

問 令和3年第4回定例会の一般質問で「笠間の栗」の生産の維持・拡大について質問した。そのとき、栗の収穫や枝の剪定作業での副業・兼業を認めてはどうかの質問に対し、市では既に検討を始めており、地域貢献活動を行う職員の副業の促進の中に「地域の発展、活性化に寄与するもの」として、栗の産地振興について検討を行い、今後推進していく。その活用策として農業公社の「かさま結農援隊」に登録して、副業として作業を行っていくとの答弁があった。笠間の栗の収穫や剪定作業での副業の推進状況はどのようなになっているのか。

答 市長公室長 令和3年の第4回定例会で答弁したとおり、かさま結農援隊への登録を通じて、栗の収穫作業に従事するために、広く市民を対象に募集する中で、市職員の副業も希望者を募ったが応募者がいなかった。現在、農業公社では必要なときに、短期間、短時間で働ける形態のスポットアルバイトをSNSなどを活用して募集し、栗の収穫作業に必要な人材を確保している状況。

問 副業による報酬ですが、社会通念上相当額となっているがどのくらいなのか金額なのか。

答 市長公室長 副業の内容に応じて、同じような業務が、例えば市場で一般的に支払われる報酬とかけ離れていないというようなことを指すと考える。また、その労働時間に対して妥当な額であるかも考慮する必要がある。

問 許可基準では1か月30時間以内という制限がある。例えば、働いている人たちは時給2,000円で働いていると、そのときに社会通念上2,000円でいだろうといったときには30時間だと、月6万円の報酬となる。この解釈でよいのか

答 市長公室長 そのように考える。

問 岐阜市のような副業・兼業のガイドラインの策定をしてはどうか。ガイドラインを策定することで、職員が副業につきやすくなり、報酬についてもわかりやすくなると思う。

答 市長公室長 兼業を行っていくには、公務に影響が出ないようにするためのルールや制限が必要と考えている。今後、先進事例を基に勤務時間や業務の内容についてのガイドラインを設けたいと考えている。

問 副業・兼業として想定される業務は。

答 市長公室長 これまでは、スポーツや文化活動の指導者、専門技術を持つ職員の技術指導や定期講座、語学スキルを生かした地域での通訳、NPO法人や地域団体の活動などを想定。今回、総務省の通知に基づいた兼業として考えられる業務は、民間事業者でスポーツインストラクターや、自分のスキルを生かした自営業で書道や英語教室の経営など。栗ファクトリーでの栗の加工作業なども可能になると考える。



市内での栗拾い体験

2 幹線・生活道路の整備

今年度の都市基盤の機能向上の重要事務事業として、幹線・生活道路の整備がある。この事業では幹線道路整備の推進、狭あい道路の解消、維持修繕等においては、多機能型路面清掃車の導入、さらには渋滞対策を実施していくとしている。幹線道路や生活道路の進捗状況、渋滞対策事業、道路の維持修繕などについて質問した。

問 幹線道路（鯉淵南友部線）などの整備状況はどのようなになっているのか。

答 都市建設部長 現在、茨城県立中央病院北側の（仮称）鯉淵南友部線で、友部地区中心市街地などの渋滞緩和や交通の分散及び解消を目的に、延長約2400メートルのバイパス整備を進める。これまで交通量調査及び渋滞対策の検討、道路詳細設計及び橋りょう予備設計に着手。令和7年度、JR常磐線をまたぐ橋りょう詳細設計及び地質調査等を実施。今後、用地の取得、工事を進め早期の供用開始を目指す。関係機関との調整が完了次第、令和8年度には説明会を行い用地測量に着手予定。

問 市内道路の渋滞対策はどのようなになっているのか。

答 都市建設部長 住宅、商業施設等の急速な開発や、朝晩の通勤時間帯に交通が集中し交通渋滞が発生。渋滞を解消し交通の分散を図るため、県道平友部停車場線の岩間方面からの右折車線を延長、旭町地内から市道の左折車線を拡幅新設する交差点改良工事を計画。渋滞発生の市道の沿線道路では、狭あい道路の拡幅工事や待避所設置工事などを進め、全体的な交通状況の改善に努める。笠間PAスマートインターチェンジは、迂回路の整備工事及び流末排水の工事を進めており、現在、用地交渉中。用地協力を得て、茨城県、NEXC O東日本と協議調整の上、アクセス道路の道路改良工事に着手予定。

■旭町地区は幹線道路が2本あり、その道路の使用をどのようにするか。検討する時期に来ていると思う。

問 道路の維持修繕は今後どのようにしていくのか。

答 都市建設部長 道路パトロールや利用者の通報で損傷箇所の把握、早期修繕を行う。地域住民協力での道路除草が高齢化に伴い実施困難となる。市がその役割を果たす必要性が高まる。道路除草の業務人員確保が困難、効率的な実施手段の検討が必要、刈払機による人力作業、道路除草の機械化など業務の効率化、限られた人員で効率的に対応できる体制を構築したい。

答 市長 道路インフラを時代の変化の中でどう持続的に維持していくかが大きな課題。市道が1500Kmあり、市内全体で維持するのは極めて厳しい状況。路面舗装や白線引き直しのほか、除草、草刈りを地域が支えきれない時代になっており、里親制度の緩和や支援の強化などしっかり対応していきたい。

■道路里親制度については、地域での高齢化の進展からやめてしまうケースがある。参加人数や距離要件などの見直しを行い、少ない人数、短い距離でも制度が受けられるよう緩和することで、市の維持管理費が軽減できると考えられる。さらに、住宅開発に伴う新たな市道認定をする一方、使わなくなった道路用地を普通財産として売却することで維持管理が少なくなるので、使わないで済む道路は処分の推進をしていくことも重要である。



道路里親制度による除草作業